## 民泊の比較表

			PO 7H V7 PU TX	24	外巾体连州王伯南王昧(17417年10万)
法令・営業の種別等		旅館業法	住宅宿泊事業法		国家戦略特別区域法における 外国人滞在施設経営事業施設
		簡易宿所営業	①次のいずれかに該当 ・届出者が法人 ・居室が 6 室以上(※1) ・宿泊中、届出者が不在になる(※2)	②次の全てを満たす ・届出者が個人 ・居室が5室以下(※1) ・宿泊中、届出者が不在にならない(※2)	(特区民泊) (詳細は、営業が可能な地域の 自治体へお問い合わせください。)
定義等		宿泊する場所を多数人で共用する 構造及び設備を主とする施設	人の居住の用に供されていると認められる家屋において、 旅館業法上に規定する営業者以外の者が人を宿泊させる事業 (宿泊・居住以外の他事業での使用不可)		外国人旅客の滞在に適した施設を 賃貸借契約等に基づき一定期間使用 させるとともに、滞在に必要な役務を 提供する事業に供する施設
堺市内での営業可否		可	可		不可
他法令等	都市計画法	住居地域、準住居地域、商業地域、 近隣商業地域、準工業地域は可	全地域(工業専用地域を除く) (住居専用地域は曜日制限あり)	全地域(工業専用地域を除く)	自治体により異なる
	建築基準法上の用途	ホテル・旅館	<b>住宅</b> (共同住宅、一戸建、長屋、寄宿舎)		住宅 (共同住宅、一戸建、長屋、寄宿舎)
	安全確保の措置 (非常用照明、間仕切り 壁等)	<b>必要</b> (建築基準法)	<b>必要</b> 「民泊の安全措	条件により必要 置の手引き」を参照	条件により必要 (詳細は担当自治体へお問い合わせください。)
	消防法上の用途	原則、「ホテル・旅館」(条件により	異なる場合があるため、消防署にお問い合わせください。)<事前>		
	その他	建築協定、マン	聲築協定、マンション管理規約などで禁止されている場合は不可。		
	堺市ラブホテル 建築等規制条例	手続き必要<事前>	不要		-
	営業日数の制限 規定なし		年間 180 日以内 (毎年 4/1 正午から翌年 4/1 正午まで)		
営業形態		規定なし	住居専用地域は、 条例 * により曜日制限あり * 堺市住宅宿泊事業に関する条例	-	規定なし
	滞在日数の制限	1 泊から可	1 泊から可		2 泊 3 日以上
	対応言語	規定なし	宿泊予約時に対応可能と提示した言語		1 外国語が必要
	管理委託の必要性	不要	住宅宿泊管理業者への 委託が必要(※3)	不要	不要
構造	客室等の面積	【客室】原則 33 m 以上(内法)(※4)	【居室】宿泊者1人当たり3.3 ㎡以上(内法)		【居室】原則 25m²以上(壁芯)
	トイレ、洗面、入浴設備	必要	必要		必要
但	台所	必置要件なし	必要		必要
手数料		22,000 円	不要		自治体により異なる
014 0 15 M = 11 10 15 15 M   11 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15					

<sup>(※1)</sup>複数の届出住宅を営業しており、合計居室数が5を超える場合は要相談。

<sup>(※3)</sup>届出者自身が住宅宿泊管理業者である場合は、委託不要。

<sup>(※2)</sup>法第 11 条第 1 項第 2 号の不在をさす。同一建物内の別住戸、隣接建物等である場合は要相談。

<sup>(※4)</sup>宿泊者数を 10 人未満とする場合は、宿泊者1人当たり 3.3 ㎡以上